

令和 3 年 9 月 1 2 日 執行  
えびの市議会議員選挙  
えびの市長選挙

## 選挙運動費用の事務処理について

えびの市選挙管理委員会

# 選挙運動費用に関する事務処理

## 1. 選挙運動費用の制限

### (1) 支出額の制限（法第 194 条、令第 127 条）

選挙運動に関する支出の金額は、法律で定められた方法により算出した額を超えることはできません。この算出された額を「選挙運動に関する支出の法定制限額」といいます。

#### ◎市議会議員選挙

法定制限額  $\frac{\text{告示の日における選挙人名簿登録者数}}{\text{議員の定数（14人）}} \times \text{人数割額} + \text{固定額}$   
(501 円) (220 万円)

#### ◎市長選挙

法定制限額  $\text{告示の日における選挙人名簿登録者数} \times \text{人数割額} + \text{固定額}$   
(81 円) (310 万円)

※制限額については、立候補届出の際に別途通知します。

## 2. 出納責任者

### (1) 選任及び届出（法第 180 条）

ア 候補者は、出納責任者 1 人を選任しなければなりません。

イ 出納責任者の選任方式は、

○候補者が選任する場合

○候補者自らが出納責任者となる場合

○候補者の承諾を得て推薦届出者が選任する場合

○候補者の承諾を得て推薦届出者自らが出納責任者となる場合があります。

ウ 出納責任者を選任した者（候補者または推薦届出者が自ら出納責任者となった場合を除く。）は、支払い最高額の協定書で出納責任者が支出することができる金額の最高額を定め、出納責任者とともに署名押印しなければなりません。なお、えびの市選挙管理委員会（以下「市選管」という。）への提出は必要ありません。

（様式集 参考資料）

エ 出納責任者を選任したときは、直ちに選任届を市選管に提出しなければなりません。また、推薦届出者が、出納責任者を選任したときは、この届出書に、その選任について候補者の承諾を得たことを証明する書面を添付しなければなりません。

### (2) 出納責任者の解任及び辞任（法第 181 条）

(3) 出納責任者の異動（法第 182 条）

(4) 出納責任者の職務代行（法第 183 条）

### 3. 出納責任者の支出権限（法第 187 条）

#### (1) 会計帳簿の備付及び記載（法第 185 条）

##### ①会計帳簿の記載事項

##### ア 収入簿

選挙運動に関する全ての寄附及びその他の収入を記載する。  
労務の無償提供、選挙事務所の無償借上等も実費又は時価に見積もった金額を寄附として計上する。

##### イ 支出簿

選挙運動に関する全ての支出を記載する（立候補準備のために支出した費用を含む。）。  
人件費、家屋費、通信費、交通費、印刷費、広告費、文具費、食糧費、休泊費、雑費の費目に区分し記載する。  
寄附として計上した労務の無償提供や選挙事務所の無償借上等については同額を支出に計上する。

##### ②収入、寄附及び支出の定義（法第 179 条）

ア 収入とは、金銭、物品その他の財産上の利益の收受だけでなく、その收受の承諾又は約束をいう。

イ 寄附とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付だけでなく、その供与又は交付の約束で、党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう。

ウ 支出とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付だけでなく、その供与又は交付の約束をいう。

#### (2) 立候補準備のために要した費用の精算（法第 187 条第 2 項）

出納責任者は、選任届、異動届、職務代行届がなされた後でなければ、候補者のために寄附を受け、又は支出することは一切できません。

立候補準備のために要した支出で、候補者若しくは出納責任者となった者が支出し、又は他の者が、候補者若しくは出納責任者と意思を通じて支出したものについては、出納責任者は、就任後直ちに候補者又は支出者につき精算し、会計帳簿に記載しなければなりません。

#### (3) 寄附に関する明細書の受理（法第 186 条）

出納責任者以外の者で、候補者のための選挙運動に関する寄附を受けた者は、寄附を受けた日から 7 日以内に（出納責任者の請求があれば直ちに）寄附者の氏名、住所、金額、年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければなりません。

#### (4) 領収書等の徴収及び送付の受理（法第 188 条）

ア 選挙運動に関する全ての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載し

た領収書その他の支出を証明する書面を徴しておかなければなりません。ただし、領収書等を徴することができないときは、この限りではありません。

また、領収書の宛名は候補者名または選挙事務所名を記載し、後援会事務所名を宛名に記載しないようにしてください。

イ 候補者又は出納責任者と意思を通じて支出した者は、領収書を徴収して直ちに  
出納責任者に送付しなければなりません。

#### (5) 帳簿、書類等の保存義務（法第 191 条）

出納責任者は、会計帳簿、明細書、領収書その他の支出を証する書類を、収支報告書を提出した日から **3年間保存する義務があります。** 保存義務者は、収支報告書を提出したときの出納責任者です。

(参考) 支出簿費目の解説

1) 人件費	選挙運動のために使用する労務者、事務員、車上運動員、手話通訳者、要約筆記者に対する報酬が考えられます。
2) 家屋費	家屋費は、選挙事務所費と集会会場費とに区分されます。 選挙事務所費には、事務所自体の賃料のほか、机、椅子など備品の借上料が考えられます。電話架設費も家屋費の中に含まれます。 集会会場費は、個人演説会場の借上料やマイク、机、椅子などの借上料が考えられます。
3) 通信費	電話代や電報料、葉書代、封書の郵送料などが考えられます。 (電報は文書であるから選挙運動のためには使えない。事務連絡用に限る)
4) 交通費	候補者、選挙運動員、事務員、車上運動員、手話通訳者、要約筆記者、労務者について生じます。候補者の分は原則として選挙運動費用とみなされませんが、選挙運動員などについては、実費弁償があります。
5) 印刷費	選挙運動のために使用するポスター、ビラ、葉書等の印刷費が考えられます。ポスターやビラの作成について、地方公共団体がその作成費を無料とする条例を定めていても、その作成費は選挙運動費用に算入し、収支報告書に記載して報告しなければなりません。
6) 広告費	立札、看板、ちょうちん、たすき、拡声機等の購入費用のほか、看板などの作成費が考えられます。
7) 文具費	紙、ボールペンなどの筆記用具や選挙事務のために使用する消耗品代等です。
8) 食糧費	選挙事務所で提供する湯茶やこれに伴って通常用いられる程度の菓子にかかった費用や法律で認められた範囲内で運動員、労務者に対して提供する弁当料があります。
9) 宿泊費	休憩及び宿泊にかかる費用です。おおむね候補者、選挙運動員について生じます。
10) 雑費	上記1)～9)に該当しない経費が全て含まれます。 冷暖房用灯油代、ガス代、電気代、水道代は、雑費になります。 この他、雑費として記載するものは、候補者によりいろいろ異なると思われる。

#### 4. 選挙運動に関する支出とみなされないもの（法第 197 条）

次の支出は、選挙運動に関する支出とはみなされないため会計帳簿に記載する必要はありません。

- ① 立候補準備のために要した支出で、候補者もしくは出納責任者となった者のした支出以外の支出または候補者、出納責任者が認めない支出
- ② 立候補届出後、候補者または出納責任者が認めない支出
- ③ 候補者の乗用する車等のために要した支出
- ④ 選挙の期日後において、選挙運動の残務整理のために要した支出
- ⑤ 選挙運動に関して支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料
- ⑥ 確認団体が行う選挙運動のために要した支出
- ⑦ 主として選挙運動のために使用する自動車等を使用するために要した支出
- ⑧ 供託金

#### 5. 実費弁償及び報酬の額（法第 197 条の 2、令第 129 条）

選挙運動に従事する者に対して支給することができる実費弁償並びに選挙運動のために使用する労務者に対して支給することができる報酬及び実費弁償の額は、それぞれ次の額を超えてはなりません。

区 分		選挙運動に従事する者		選挙運動のために使用する労務者
		事務員、車上運動員、手話通訳者、要約筆者	選挙運動員	
実 費 弁 償	鉄道賃 船賃 車賃	路程に応じた旅客運賃等により算出した実費額	左に同じ	左に同じ
	宿泊料	1 夜につき 12,000 円以内 (食料 2 食分含む。)	左に同じ	1 夜につき 10,000 円以内 (食料を含まない。)
	弁当料	1 食につき 1,000 円以内 1 日につき 3,000 円以内 (弁当を提供した場合は、1 日当たりの弁当料の制限額から、既に提供した弁当の実費相当額を差し引いた額の範囲内)	左に同じ	支給できない。
	茶菓料	1 日につき 500 円以内	左に同じ	支給できない (通常用いられる程度の茶菓は提供できる。)
報 酬	基本日額	事務員 1 人 1 日につき 10,000 円以内 車上運動員 1 人 1 日につき 15,000 円以内 手話通訳者、要約筆者 1 人 1 日につき 15,000 円以内	支給できない	1 人 1 日 10,000 円以内 (弁当を提供した場合には、この報酬額から提供した弁当の実費相当額を差し引いた額以内)
	超過勤務手当	支給できない	支給できない	1 日につき基本日額の 5 割以内

注 1 実費弁償は、実際にかかった額を超えて支給してはなりません。例えば食事をしていない者に対し弁当料を支給したり、800 円の食事をした者に対し、1,000 円を支給すること

はできません。なお、今回の選挙における弁当料は、315食分が限度となります。

注2 報酬を支給できる期間は、立候補の届出のあった日から選挙期日の前日までの7日間  
(9月5日から9月11日まで)

注3 報酬を支給できる人数は、  
市長選挙 候補者1人につき1日12人以内 (実員数60人)  
市議会議員選挙 候補者1人につき1日9人以内 (実員数45人)

ただし、使用する前に市選管に届出をした者でなければ支給することはできません。

注4 事務員とは、選挙運動のために雇い入れられて、選挙運動に関する事務に従事する者のことをいいます。したがって、選挙人に直接働きかける行為を行う者は含まれません。  
※事務員に18歳未満の者は使用できません。

注5 要約筆記者とは、ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画や選挙運動のために使用する文書図画に口述を要約して表示するために従事する者のことをいう。

注6 選挙運動員とは、選挙においてもっぱら選挙運動を主に行う者のことをいう。応援弁士も含まれる。

注7 労務者とは、選挙運動を行うことなく、単純な機械的労務（たとえば葉書の宛名書きや発送、看板の運搬、ポスター貼り）に従事する者のことをいう。※18歳未満の者も使用できる。

## 6. 選挙運動に関する収支報告書の提出（法第189条）

出納責任者は、選挙運動に関してなされた収入及び支出に関する事項を記載した収支報告書を領収書その他の支出を証すべき書面の写しを添付して、9月27日（月）までに市選管に提出しなければなりません。

### （提出日指定へのご協力をお願い）

法で定められている提出期限は9月27日（月）ですが、内容の確認については1候補者につき1～2時間程度要します。そのため、締切前に一斉に提出されると対応が困難となってしまいますので、市選管がそれぞれ指定する日時に収支報告書の提出をお願いいたします。

日時の指定は、立候補届の予備審査の日にお知らせしますので、ご協力をお願いいたします。